

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>ワンストップサービスの普及により国民の負担が減るのは良いことだと思う。</p> <p>しかし、今回の手続きについて（具体的な改正後のイメージがわからない点もあるが）疑問がある。</p> <p>一般に、法人登記申請は司法書士又は司法書士法人（以下、司法書士等）が行うものである。そうすると、法人登記申請→税務署への設立届の提出→税務署から法人番号の割り当て、という一連の流れになると予想されるが、この一連の流れにおいては、司法書士等が税務署への開設届を提出することになるのではないか。</p> <p>法人の開設届等の書面そのものを司法書士等が実際に作成することはないとしても、税務当局に対する何らかの書面又は電子データを作成することになるはずである。</p> <p>「何らかの書面又は電子データ」の提出がなければ、税務当局の法人番号の割り当ては出来ないと思われる。</p> <p>疑問点としては、このような一連の行為が、税理士法52条（税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。）に抵触しないかである。</p> <p>法人開設届一枚の提出であっても、それは税務書類の作成、税務代理と考える。</p> <p>「法人開設届」という書面そのものは作成しないとしても、実質的にそれと同じ行為をするとすると税理士法52条に反するのでは無いかと思うが、どうか。</p>	<p>法人登記申請により設立する法人に対しては、登記情報に基づき、法人番号を指定しております。</p> <p>そのため、御意見の中で「法人登記申請→税務署への設立届の提出→税務署から法人番号の割り当て」という流れが示されていますが、正確には「法人登記申請→国税庁から法人番号の割り当て」となり、設立届の提出は必要ではあるものの、法人番号の指定のために、税務署へ書類等を提出することは不要となっております。</p> <p>なお、税理士法第52条違反（税理士以外の代理人が税務書類を作成・提出する行為）について、国税庁としては、ワンストップサービスで提出された法人設立届出書などの税務書類が代表者以外から提出されたときには、提出者がどのような立場で提出されているかを確認することとしており、仮に、税理士以外の代理人が提出している場合には、必要な指導監督を行うこととしています。</p>
2	<p>以下、「別紙1（概要）」の「2 告示案の概要」に意見を行う。</p> <p>&gt; (1) 電子証明書        特段反対ではない。        だがその実現についての批判・苦情を行うと、●●系が関わる事についてはただちに止められたい。（もちろん、●●周辺の言を言っているが、それ以外についても。）</p> <p>&gt; (2) 適用となる手続等        特段反対ではない。</p> <p>&gt; (3) 電子計算機の技術的基準        特段反対ではない。</p> <p>&gt; (4) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式        行政機関との間で直接（※1）やりとりされるもののみについて、国民に交付されるものである利用者証明用電子証明書等の（もちろんP2P暗号の方式で暗号化されたの）送信のものを可とする事については、一応そこまでの反対は行わない。        （だがこれを総務省や財務省等の認めがあったとしても、民間の事業者等に利用者証明用電子証明書等そのものの送信する事を可とする事については反対である。民間の事業者等が国民に交付される利用者証明用電子証明書を、たとえ一時的でも、また証明書にかかる秘密鍵抜きでも、入手・保有する事については問題があると考え（それにより認証の一部の機能が壊れる事になるので（利用者証明用電子証明書等の、その提示による、物品による認証と同じ機能を持つ部分について、一部壊れる事になる。）。なお、民間の事業者については、●●系まで含めて、国民・市民に、平然と、場合により各種裁判所（高等裁判所までは完全に含む）との組織的通謀も交えて、騙そうとしてくる行為を行ってくる者達であるので（見え見えの嘘を指摘しても、ひたすら嘘を突き通してくるし、裁判所も●●系を勝たせる（また、そこで●●系の主張及び裁判所による証拠取得の手続きは適切になされない。）。）、その性質については到底信用しきれものではない（※2）。その様な者達に、国民に交付されるものである利用者証明用電子証明書等そのものの入手・保有を可とするのは反対である。）。行政機関以外への送信等については、利用者証明用電子証明書等そのものから一部情報を削るとともに日時・提出先（及び可能なら目的）を加えて、適切に暗号化（どのどの様な鍵を使うかといった問題があるが、複数のやり方があると思われる。なお、暗号処理における線形変換（めずらしく●●がよい仕事をしているはずであるが。）、の利用は有効なものかと思われる。）されたものが用いられるのが適切ではないかと思われる（概ね、行政機関への都度の照会無しでは正当性確認が行えない形となるかと思われるが（なお、その照会により、利用の追跡が行政・国民により行えるようになる。）、それが適切であると考え。）。）</p> <p>意見は以上である。</p> <p>※1 もちろん、シンガポールや香港やアメリカのホストを使っている場合は直接ではない。…財務省・財務局等のホームページは国民の意見提出等による個人情報や重要情報を送信される事になっているのであるが、財務省はそこに問題を見ないのか？であれば話はそれまでであるが。要するに、近現代のICTに（企画側として）ついていけない国家公務員として採用されるべきでない愚かな落後者の集まりという事である（はつきり言ってやると、万死に値する。安いから？なるほど、国民の個人情報や各種重要な情報を安く売り渡すのか。（組織的犯罪者及びそれらと通謀する者も多数いると思われる）近年の東京大学法学系等らしい事である。日本人とは到底思われぬ。）。</p> <p>※2 ●●系だけでなく、当然●●系や●●系（こども色々々と問題がある。）なども信用をいにくいものであったりするであろう。なお、●●系は個人情報の取扱いについて●●系とほぼ同様の対応を行っている事を確認している。電気通信事業（財務省も他人事ではないはずである。その役務提供を利用するし、また自らも問題ある利用（●●系事業者ホストの問題ある使用を自ら及び国税庁で行っている事に反論が出来ると言うのか？問題ある様態の存在を認めないのは「馬鹿」である。東京大学法学系を上位成績で卒業したとして、「馬鹿」である。とても使いものにならない。）を行っていたりするはずである。）にかかる者に国賊的な者達が多くなるのは日本における悩み事の一つであると考え。</p>	<p>本告示案について、御理解いただいたものと承ります。</p> <p>また、「(1) 電子証明書」について、関わる事業者につきましては、御意見として承ります。</p> <p>なお、「(4) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式」について、利用者証明用電子証明書の送信は、ワンストップサービスのログインに際して、行政機関へ送信されるものとなっており、民間事業者へ送信するものではありません。</p>